（下請中小企業振興法の一部改正）

第五条　下請中小企業振興法（昭和四十五年法律第百四十五号）の一部を次のように改正する。

第二条に次の二項を加える。

5　この法律において「特定下請事業者」とは、下請事業者のうち、その行う事業活動についてその相当部分が長期にわたり特定の親事業者との下請取引に依存して行われている状態として経済産業省令で定めるもの（以下「特定下請取引への依存の状態」という。）にあるものをいい、「特定親事業者」とは、特定下請事業者についての当該特定の親事業者をいう。

6　この法律において「特定下請連携事業」とは、二以上の特定下請事業者が有機的に連携し、当該特定下請事業者のそれぞれの経営資源（設備、技術、個人の有する知識及び技能その他の事業活動に活用される資源をいう。以下同じ。）を有効に活用して、新たな製品又は情報成果物の開発又は生産若しくは作成、新たな役務の開発又は提供、製品又は情報成果物の新たな生産若しくは作成又は販売の方式の導入、役務の新たな提供の方式の導入その他の新たな事業活動を行うことにより、特定親事業者以外の者との下請取引その他の取引を開始し又は拡大し、当該特定下請事業者のそれぞれの事業活動において特定下請取引への依存の状態の改善を図る事業をいう。

第三条第二項第六号を同項第八号とし、同項第五号の次に次の二号を加える。

六　下請事業者の自主的な事業の運営の推進に関する事項

七　下請取引に係る紛争の解決の促進に関する事項

第三条第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　振興基準は、中小企業基本法（昭和三十八年法律第百五十四号）第二条第五項に規定する小規模企業者の下請取引の実態その他の事情を勘案して定めなければならない。

第十四条第一項中「第十条」を「第十四条」に改め、同条を第十九条とする。

第十三条第一項第二号中「第十条」を「第十四条第一項」に改め、同項に次の一号を加える。

三　第八条第一項、第九条若しくは第十条第一項の規定による認定、同条第三項の規定による認定の取消し又は第十四条第二項の規定による報告の徴収については、経済産業大臣及び認定特定下請連携事業に係る事業を所管する大臣とする。

第十三条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　第八条第一項及び第十条第一項における主務省令は、前項第三号に規定する主務大臣が共同で発する命令とし、次条における主務省令は、同号に規定する主務大臣の発する命令とする。

第十三条を第十七条とし、同条の次に次の一条を加える。

（権限の委任）

第十八条　この法律による主務大臣の権限は、主務省令で定めるところにより、地方支分部局の長に委任することができる。

第十二条中「その業務を」を「認定特定下請事業者その他の下請事業者に対する下請取引のあっせんその他の業務について、下請事業者の下請取引の実態その他の事情に配慮しつつ、」に改め、同条を第十六条とする。

第十一条の前の見出しを削り、同条を第十五条とし、同条の前に見出しとして「（下請企業振興協会）」を付する。

第十条に次の一項を加える。

2　主務大臣は、認定計画に従つて特定下請連携事業を行う者に対し、認定計画の実施状況について報告を求めることができる。

第十条を第十四条とする。

第九条中「承認計画」の下に「又は認定計画」を、「振興事業」の下に「又は特定下請連携事業」を加え、同条を第十三条とする。

第八条第一項中「売掛金債権」を「同項に規定する債権」に、「第八条第一項」を「第十一条第一項」に改め、同条第二項中「流動資産担保保険」を「普通保険、無担保保険、特別小口保険又は流動資産担保保険」に改め、「下請振興関連保証」の下に「又は特定下請連携事業関連保証」を加え、同項を同条第五項とし、同条第一項の次に次の三項を加える。

2　中小企業信用保険法第三条第一項に規定する普通保険（以下「普通保険」という。）、同法第三条の二第一項に規定する無担保保険（以下「無担保保険」という。）又は同法第三条の三第一項に規定する特別小口保険（以下「特別小口保険」という。）の保険関係であつて、特定下請連携事業関連保証（同法第三条第一項、第三条の二第一項又は第三条の三第一項に規定する債務の保証であつて、認定計画に従つて行われる特定下請連携事業（以下「認定特定下請連携事業」という。）に必要な資金に係るものをいう。以下同じ。）を受けた中小企業者に係るものについての次の表の上欄に掲げる同法の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第三条第一項	保険価額の合計額が	下請中小企業振興法第十一条第二項に規定する特定下請連携事業関連保証（以下「特定下請連携事業関連保証」という。）に係る保険関係の保険価額の合計額とその他の保険関係の保険価額の合計額とがそれぞれ
第三条の二第一項及び第三条の三第一項	保険価額の合計額が	特定下請連携事業関連保証に係る保険関係の保険価額の合計額とその他の保険関係の保険価額の合計額とがそれぞれ
第三条の二第三項	当該借入金の額のうち	特定下請連携事業関連保証及びその他の保証ごとに、それぞれ当該借入金の額のうち
	当該債務者	特定下請連携事業関連保証及びその他の保証ごとに、当該債務者
第三条の三第二項	当該保証をした	特定下請連携事業関連保証及びその他の保証ごとに、それぞれ当該保証をした
	当該債務者	特定下請連携事業関連保証及びその他の保証ごとに、当該債務者

3　中小企業信用保険法第三条の八第一項に規定する新事業開拓保険の保険関係であつて、特定下請連携事業関連保証を受けた中小企業者に係るものについての同項及び同条第二項の規定の適用については、同条第一項中「二億円」とあるのは「四億円（下請中小企業振興法第十一条第二項に規定する認定特定下請連携事業に必要な資金（以下「特定下請連携事業資金」という。）以外の資金に係る債務の保証に係る保険関係については、二億円）」と、「四億円」とあるのは「六億円（特定下請連携事業資金以外の資金に係る債務の保証に係る保険関係については、四億円）」と、同条第二項中「二億円」とあるのは「四億円（特定下請連携事業資金以外の資金に係る債務の保証に係る保険関係については、二億円）」とする。